

小山市建設工事情報共有システム試行要領

（目的）

第1条 この要領は、小山市が発注する建設工事（営繕工事を除く）における工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を試行するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（1）情報共有システム

建設工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

（2）受注者

受注者とは、建設工事において発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。

なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

（3）発注者

発注者とは、建設工事において受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主にいう。

なお、検査職員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

（4）工事帳票

本要領における工事帳票とは、栃木県土木工事共通仕様書（栃木県県土整備部）で定義する「書面」をいう。

具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、「情報共有システム」による打合せ簿等の「発議・提出・受理」などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した打合せ簿等も、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、「情報共有システム」から電子データを移管しても受発注者の「押印署名」と同等の記録が各工事帳票に記録されている必要がある。

（対象工事）

第3条 情報共有システムの対象工事は小山市が発注する建設工事のうち受注者が希望する建設工事を対象とする。

(機能要件)

第4条 本要領において使用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件」を満たし、栃木県が求める機能(PDF、SFCが表示可能なこと)を満たすものの中から、受発注者で協議して決定する。

ただし、その他の情報共有システムを利用する場合は、事前に受発注者で協議のうえ利用の判断を行うことができる。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

2 受注者は、「情報共有システム」において、奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに「情報共有システム」の奨励環境を用意するものとする。

(対象とする工事帳票)

第5条 「情報共有システム」で対象とする工事帳票は、別表1「工事資料提出書類一覧表」を参考にして工事着手前に受発注者間の協議により決定する。

なお、栃木県様式が定められている工事帳票が、「情報共有システム」で作成できない場合は、国土交通省の様式を準用することができる。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、「情報共有システム」上で行うものとする。

ただし、電子化を行わない書類の決裁は、従前どおりの方法によるものとする。

(工事検査)

第7条 工事検査(工事完成検査、既済部分検査、中間検査)においては、「情報共有システム」で処理した工事帳票は紙に出力せずに、電子データを利用し検査する。

(データの保管)

第8条 システム上のデータは、工事案件ごとに保管することとし、別表2「情報共有システムのフォルダ構成と登録する書類」に記載する工事資料のみとする。

2 工事完成検査の終了後、受発注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な工事書類の保管を行うものとする。保管後、受注者はシステム上の電子データを速やかに削除する。

(利用に係る経費)

第9条 「情報共有システム」の利用に係る経費(登録料及び利用料)は、共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含まれている。

(利用上の留意点)

第10条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

(1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化

すべての関係者が情報共有システム提供者からID・パスワードを入手したうえで情報共有システムを利用し、すべての関係者がシステムの利用を習慣化すること。

(2) ID・パスワードの管理の徹底

システム使用者の特定をするため受発注者は、担当者ごとに個別ID・パスワードを作成し徹底して管理を行う。

(3) フォルダ構成の統一

フォルダ構成は、監督・検査業務における業務効率化を図るため、別表2のとおり統一すること。

(情報漏えいの防止)

第11条 受発注者は、当該工事において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。

2 システムの利用においては、小山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(その他)

第12条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省）」を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。

(別表1) 工事資料提出書類一覧表

工 事 資 料 名	添 付 書 類	システム 利用の可否	備 考
施工体系図		可	
施工体制台帳		可	
再生資源利用実施書		可	
再生資源利用促進実施書		可	
建設副産物処理承認申請書・同処理調書		可	産廃処理業者及び収集運搬業者の許可証と契約書写し、処理場等書類と写真添付
設計図書照査表		可	
工事測量成果表		可	仮BM設置など
工事測量結果		可	
工事履行報告書	工事実施工程表	可	
工事打合せ簿		可	「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」
協議資料	協議	協議	「関係機関」、「近隣」
確認・立会願	状況写真	可	
工事写真		否	CD-R等での提出とする。
工事写真（ダイジェスト版）		否	印刷物を提出
使用材料報告書		協議	再生骨材品質等確認報告書を含む
施工計画書		可	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を含む
工事事故報告書		可	
施工管理報告書（出来形管理）		協議	
施工管理報告書（品質管理）		協議	※品質証明資料において、紙による証明書の場合は、電子化不可とする。
台帳管理		協議	舗装、橋梁、照明、標識、水道等
現場環境改善資料	状況写真	協議	工事現場のイメージアップ等の実施状況
創意工夫提案資料	状況写真	協議	創意工夫・社会性等に関する実施状況
産業廃棄物マニフェスト	総括表	否	検査で提示する資料
交通整理員集計表	伝票	否	検査で提示する資料
その他		協議	監督員が必要と認める書類

※1「協議」：工事着手前に、受発注者間で「情報共有システム」を利用するかどうか協議する書類。

2「工事写真」：工事完成時にCD-R等の電子媒体で提出することから、「情報共有システム」での利用は不可とする。

(別表２) 情報共有システムのフォルダ構成と登録する書類

フォルダ		書類の名称
第 1 階層	第 2 階層	
調査・設計成果		調査・設計業務報告書（必要に応じて発注者が登録）
		詳細設計図（必要に応じて発注者が登録）
設計図書 （施工中に情報共有システム内で情報共有する場合に限り、発注者が電子データを登録する。）		共通仕様書
		特記仕様書
		発注図 ※変更図を含む
		現場説明書
		質問回答書
		工事数量総括表
前工事の図面（※）		工事完成図（必要に応じて発注者が登録）
契約関係書類 （施工中に情報共有システム内で情報共有する場合に限り、受注者が電子データを登録する。）		現場代理人等通知書
		請負代金内訳書
		工事工程表
		建退共掛金収納書
		V E 提案書（契約後 V E ）
		品質証明員通知書
施工計画	計画書	施工計画書
		総合評価計画書
		ISO9001 品質計画書
	設計照査	設計図書の照査確認資料
		工事測量成果表
		工事測量結果
施工体制		施工体制台帳
		施工体系図
施工管理	工事打合せ簿（指示）	工事打合せ簿（指示）
	工事打合せ簿（協議）	工事打合せ簿（協議）
	工事打合せ簿（承諾）	工事打合せ簿（承諾）
	工事打合せ簿（提出）	工事打合せ簿（提出）
	工事打合せ簿（報告）	工事打合せ簿（報告）
	工事打合せ簿（通知）	工事打合せ簿（通知）
	関係機関協議	関係機関協議資料

	近隣協議	近隣協議資料
	材料確認	使用材料報告書
	段階確認	段階確認書
	確認・立会	確認・立会願
安全管理		工事事故報告書
工程管理	履行報告	工事履行報告書
出来形管理	出来形管理資料	出来形管理図表
	数量計算書	工事出来形数量調書
品質管理	品質管理資料	品質管理図表
	品質証明資料	材料品質証明資料
		品質証明書
その他	報告書等	新技術活用関係資料
		総合評価実施報告書
	建設リサイクル	再生資源利用計画書（実施書）
		再生資源利用促進計画書（実施書）
	創意工夫	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書
	現場環境改善	工事現場のイメージアップ等の実施状況
	I C O N	I-Constructionに関する3次元データ
B I M C I M		B I M / C I M 関係データ

※「前工事」とは、当該工事に関係する既の実施した工事、例えば橋梁上部工事の前工事として実施した橋梁（株）工事などを言います。

※工事写真は、工事完成時にC D等の電子媒体で提出すれば済むことから、情報共有システムへの登録は必ずしも必要ありません。